

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

2024 年 12 月 31 日

あおい監査法人

【監査法人が果たすべき役割】

原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
------	--

指針	当監査法人での取り組み
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、トップマネジメントが定期的に全社員に対して監査品質の重要性を強調するメッセージを発信しています。社員は各自の役割・職責を担い、社員会にて議論、意思決定の決議に参加しております。また、常勤職員全員が参加する月例会議（クオリティー・ミーティング）を定期的に開催し、法人内の品質を重視する姿勢の浸透を図っております。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人では、法人基本理念におけるバリューとして、品質第一、信頼性、フレキシビリティ、多様性、透明性といった共通の価値観を掲げ、全社員に周知徹底しています。これにより、日々の業務においてこれらの価値観が反映されるよう努めています。
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は、構成員の士気を高め職業的懐疑心を育むために研修を定期的に実施し、職業的専門家としての能力の十分な保持・発揮をさせるような動機付けを行っております。また監査業務においてもその監査現場における社員の監査補助者に対する指揮命令・監督の場面において、コミュニケーションを十分におこなうことによってその動機付けを行っております。

1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人では、オープンなコミュニケーションを促進するため、社内コミュニケーションプラットフォームを活用しています。これにより、会計監査に関する課題や知見を迅速に共有し、積極的な議論を行う文化を育んでいます。また常勤職員が全員参加する月例会議（クオリティー・ミーティング）を実施し、その場においても双方向のコミュニケーションを積極的にとっております。
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人では、監査対象クライアントに対して原則として非監査業務の同時提供は行っておりません。また今後行うこととなった場合でも、非監査業務の位置づけと利益相反・独立性の確保に関する方針を明確にしています。非監査業務に従事する社員には、厳格な独立性ルールを適用し、兼業・副業に関しても明確なガイドラインを設けています。
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、グローバルネットワークに加盟しておりません。ただし、今後においてはそのようなネットワークへの加入も検討しており、当法人の国際展開の拡大を図ることを企図しております。

【組織体制】

原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
------	---

指針	当監査法人での取り組み
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人では、重要な意思決定事項については社員会にて議論、審議することとなっており、実効性のあるマネジメントの機能を有した機関を運営しております。これにより、実効的で効率的かつ透明な意思決定プロセスを実現しています。

2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当法人では、監査品質を確保するための組織体制を整備し、重要な事項については社員会での合意形成を行っています。経済環境の分析や被監査会社との意見交換を通じて、リスク管理を強化しています。また、人材育成のための研修プログラムや評価制度を整備し、IT 基盤の強化にも取り組んでいます。
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人では、監査実務に精通した経営陣を配置するとともに、組織運営に必要なスキルを持つ人材を選任しています。経営陣は定期的な研修を受け、最新の知識とスキルを維持しています。

原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
------	---

指針	当監査法人での取り組み
3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人では、社員 7 名ほどの小規模の法人であり、小規模であるがゆえに社員相互間の監視も行き届くという状況であるため、2024 年 12 月末時点においては監督・評価機関を設けておりません。社員相互間の監視の具体的な内容については、月 1 回開催される社員会や日常的なコミュニケーション、社内コミュニケーションプラットフォームによる情報共有を行うことによって実施しております。ただし、今後はさらなる社員の加入も予定されており、規模に見合った公益的な性格を有する監査法人の運営にふさわしい独立性を有する第三者による知見を活用すべく、2025 年 3 月より一般社団法人監査支援機構との契約に基づき、独立性を有する第三者を派遣いただく体制を構築いたしました。
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	上記のとおり、当法人においては独立性を有する第三者を一般社団法人監査支援機構から招聘しており、組織運営に対する客観的な評価と助言を受ける体制となっております。外部の第三者には、監査品質の向上やリスク管理に関する知見を提供していただき、透明性と実効性のある経営機能に関する助言をおこなっていただくことを期待しており、その助言を法人の運営に反映するものとなっております。
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への	上記のとおり、現状、当法人においては独立性を有する第三者の設置を行っており、その役割を明確にし、経営機能の実効性向上に向けた助言や提言を行ってもらう体制を構築しております。また、人材育成や評価、報酬に関する方針の策定においても、独立性を有する第三者の知見を取り入れる体制を構築しております。

関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	上記のとおり、現状、当法人においては独立性を有する第三者を有しており、当該独立性を有する第三者に対して必要な情報をタイムリーかつ適切に提供し、業務遂行を支援する体制を構築しております。これにより、当該独立性を有する第三者がその機能を十分に発揮できる環境を維持しております。

【業務運営】

原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人では、経営に携わる社員と現場の情報共有を円滑にするための社内コミュニケーションプラットフォームを導入しています。また、定期的な会議や研修を開催し、意見交換と議論を促進しています。
4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人は、人材育成と人事評価のための明確な方針を策定し、社員の職業的懐疑心の発揮を重要な評価基準としています。これにより、高い専門性を維持し、監査品質を向上させています。

4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当法人では、各業務においてバランスの取れた人員配置を行い、幅広い経験を積む機会を提供しています。非監査業務などの監査以外の業務への従事にも奨励し、知見の幅を広げる環境を整備しています。また、専門要員の能力開発を支援するための研修を提供しています。
4-4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人では、被監査会社の経営陣および監査役との定期的な会議を開催し、監査上のリスクや重要事項について率直に意見交換を行っています。また、現場レベルでの被監査会社との十分な意見交換を奨励し、深度ある議論を通じてリスク評価を行っています。
4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人は、内部及び外部からの通報に関する明確な方針と手続を整備し、これを全社員および関係者に周知徹底しています。通報者の保護を重視し、通報による不利益が生じないような環境を整えています。受け取った情報は適切に活用し、必要な対策を講じています。

【透明性の確保】

原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------	---

指針	当監査法人での取り組み
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人では、監査品質の向上に向けた取り組みを定期的に報告書（法人概要説明書及び監査品質に関する報告書、監査品質のマネジメントに関する年次報告書）として公開し、資本市場の参加者に対して透明性を確保しています。
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するため IT 基盤の実装化に向けた対応	当法人は、当該項目についての情報を整備し、法人概要説明書及び監査品質に関する報告書、監査品質のマネジメントに関する年次報告書として毎年とりまとめ、資本市場の参加者に対して定期的に公開しています。また、内部および外部からの評価を活用し、組織運営の改善に努めています。

状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	
5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	当法人では、グローバルネットワークには加盟しておらず、また他法人等との包括的な業務提携等のグループ経営を行っている組織はありません。
5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、被監査会社との定期的なミーティングや証券会社とのミーティングを開催し、監査品質の向上に関する意見やフィードバックを収集しています。今後は被監査会社、証券会社のみではなく、さらにその範囲を拡大し、株主その他資本市場参加者との意見交換の場も設ける予定です。ま

	た、独立性を有する第三者の知見についても今後取り入れることを予定しており、それによる改善を講じていく予定です。
5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、内部でのモニタリングおよび外部レビューを通じて、本原則の適用状況と監査品質向上の取組みの実効性を定期的に評価することを予定しております。その評価の結果に基づいて、改善策を講じる予定です。
5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人の監査クライアントは、2024年12月末時点において、公認会計士法上の大会社等は5社のみという小規模な監査法人であることから、公式的な資本市場の参加者等との意見交換の場を設けておりません。ただし公式な意見交換の場ではないものの、証券会社やJ-Adviserとの面談の機会は複数あり、その際に監査法人に期待されていることなどについてディスカッションさせていただいております。今後は当法人の監査クライアント数も増加していくことが見込まれるため、規模に見合った公益的な性格を有する監査法人の経営を行うものとして、さまざまな資本市場参加者との意見交換の場を設けていき、そこで得られた意見や評価結果を組織運営の改善に反映させ、持続的な品質向上を目指していきたいと思っております。